字北上沢一〇二の二、一七五の一、津山町柳津字幣崎六の一〇、字平形三九の一、津山町横山字竹の沢二の三五、二の三八、二の四〇、二の四一、二の四三、一九一の二二、刈田郡七ヶ宿町字若林山三六の二七五、三六の三〇〇、三六の四六四、三六の四六五、三六の四九九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字本沢切留二の一・字本沢小川原六の一・六の二・字本沢軽井沢一五の一・字本沢金沢三二・文字高平四〇の三二・四〇の四四・文字新田四一・四二・五一・五二・五三・五四の一一（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、文字荒砥沢五二の七、五二の一四・文字上向二の三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに関係市役所及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早九三八の一、九三九の一、九三九の二、一〇九五の一・一〇九六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇九六の二、一〇九六の三、一〇九七から一一〇二まで、一一〇三の一、一一〇四、一一〇五、一一〇六の一、一一〇七から一一一〇まで、一一一二の一・一一一六の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早八八四から八八八まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県阿波市阿波町大久保一三の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千八十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

奈良県中原地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域

奈良県五條市大塔町中原

九六番一　標柱一号
九七番一　標柱二号
二七三番　標柱三号
六番　標柱四号
一三番　標柱五号
標柱六号
標柱七号
標柱八号
標柱九号
二二番　標柱十号
二四番　標柱十一号

新潟県真砂すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から橋立地すべり防止区域（昭和四十三年八月二十七日農林水産省告示第千三百三十八号）の境界に沿って標柱二号（橋立地すべり防止区域標柱十一号）に至る線、標柱二号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱七号から二級河川青海川右岸官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県糸魚川市大字橋立

字萩原　六六六三番一　標柱一号
字ナツコヤ　六九五五番　標柱二号
字黒姫山　八一六八番二　標柱三号
字七郎屋敷　六八七五番一　標柱四号
六八七六番　標柱五号
字シモアブキ　六八六三番一　標柱六号
字ヤケ山　六八五四番　標柱七号

○農林水産省告示第二千八十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十二年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

長崎県北平地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域標柱八号（平成二年十月二日付農林水産省告示第千三百五号））から標柱五号までを順次結んだ線、標柱五号から海岸線に沿って標柱六号（既指定区域標柱十二号）に至る線及び標柱六号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

長崎県松浦市御厨町北平免

字上人原　八二番九　標柱一号
字清水　一五五番三　標柱二号
一五六番五　標柱三号
一八七番　標柱四号
一八八番　標柱五号
字小浜　又二二九番　標柱六号

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　縦覧開始の日　平成二十二年十二月八日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県飯能市仲町十二番九　ＹＫＳ飯能駅前ビル六階　独立行政法人都市再生機構埼玉西部飯能連絡事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千四百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年十二月七日